

【料 金 表】

■訪問介護相当サービス費 基本報酬 (地域区分 10.42 円) 事業対象者・要支援1・2

サービス内容	基本報酬 単位※1 (1か月当り)	10割※1 (1か月当り)	利用者の負担額※2 (1ヶ月当り)		
			□1割	□2割	□3割
(Ⅰ) 週1回程度の訪問	1,176単位	12,253円	1,226円/月	2,450円/月	3,676円/月
(Ⅱ) 週2回程度の訪問	2,349単位	24,476円	2,448円/月	4,896円/月	7,343円/月
(Ⅲ) (Ⅱ)を超える訪問	3,727単位	38,835円	3,884円/月	7,767円/月	11,651円/月

■訪問介護費(通常時間帯の場合) 基本報酬 (地域区分 10.42 円)

サービス内容		基本報酬単位 (1回当り)	10割※1	利用者の負担額※2		
				□1割	□2割	□3割
身体介護	20分未満	163単位	1,698円	170円/回	340円/回	510円/回
	20分以上 30分未満	244単位	2,542円	254円/回	509円/回	763円/回
	30分以上 1時間未満	387単位	4,032円	403円/回	806円/回	1,210円/回
	1時間以上	567単位 +82単位～ (1時間から計算して30分毎に82単位を加算)	5,908円～ (+854円～)	591円～/回 (+86円～)	1,182円～/回 (+171円～)	1,773円～/回 (+257円～)
生活援助	20分以上 45分未満	183単位	1,906円	190円/回	382円/回	572円/回
	45分以上	220単位	2,292円	229円/回	459円/回	688円/回

■生活支援型訪問サービス費 基本報酬 (地域区分 10.00 円)

サービス内容	基本報酬単位 (1回当り)	10割※1 (1回当り)	利用者の負担額※2 (1回当り)		
			□1割	□2割	□3割
(イ) 週1回の訪問	232単位	2,760円	276円/回	552円/回	828円/回
(ハ) 初回加算 (初回の月のみ)	200単位	2,000円	200円/回	400円/回	600円/回
令和6年6月から 介護職員処遇改善加算Ⅰ	57単位	570円	57円/回	114円/回	171円/回

※1 宇治市の場合(生活支援型訪問サービス以外)合計単位に 地域区分 10.42 円を乗じます。

※2 利用者の負担額は利用料から介護保険適用した1割・2割分又は3割分をご負担いただきます。

■加算項目(訪問介護のみ)

夜間(午後6時から午後10時)・	上記の額に1回につき25%加算します。
------------------	---------------------

早朝（午前7時から午前8時）	
深夜（午後10時から午後11時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	10割負 担	利用者負担 額 1割又は2割	内 容
初回加算 （共通）	200単位	2,084 円	1割 209円 2割 417円 3割 626円	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者がサービスを提供した場合、もしくは他の訪問介護員に同行した場合に加算 又、利用者が過去2か月間に提供受けていない場合
特定事業所加算Ⅱ （訪問介護のみ）	合計単位数+10.0 %		1割分・2割 分・3割分	下記の条件を達成する場合に加算 ①個別の訪問介護員等に対して、研修計画を策定し、当該計画に従い実施する場合 ②訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する場合 ③サービス提供責任者と訪問介護員との間の情報伝達及び報告体制を整備する場合 ④緊急時等における対応方法を利用者に明示している場合 ⑤訪問介護員に対して定期健康診断を受診させている場合 ⑥すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士である場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（共通） 令和6年6月から	合計単位数+24.5 %		1割分・2割 分又3割分	厚生労働大臣の定める基準に従い、所定の割合に応じて加算
緊急時訪問介護加算 （訪問介護のみ）	100単位	1,042 円	1割 105円 2割 209円 3割 313円	利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が、介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（共通）	+5/100単位		1割分・2割 分・3割	厚生労働省が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1% 減算		1割分・2割 分・3割分	高齢者虐待防止に資する指針を整備し、防止に関する委員会の開催や担当者を配置し、定期的に研修等を行っている場合には減算しません。
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1% 減算		1割分・2割 分・3割分	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算しません。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の計画書に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者様の自己負担となります。

すのでご相談ください。

※ ケアプランに基づき、利用者の身体的理由や暴力行為等の事情があり、かつ、利用者又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の実施地域以外（宇治市は除く）でサービス提供する際の交通費は実費を徴収します。また、公共交通機関を使用した際は、その運賃を、交通用具等を使用した場合は、通常の実施地域を越えた時点から1kmにつき10円を請求させていただきます。

■複写物の交付

サービス実施記録等の複写（コピー）を希望する場合の費用は1枚につき10円とします。

■キャンセル料（訪問介護相当サービスを除く）

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。また、訪問介護相当サービスの利用は、定額制のためキャンセル料は不要とします。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日に連絡があった場合、または申出がなく訪問した場合	500円

■利用料等のお支払方法

毎月20日に前月分を郵便自動払込にてお支払い下さい。お支払いに係る請求書は、利用明細を添えて利用翌月の15日頃までに指定の宛先に郵送します。

※利用料、利用者負担額及びその他の費用について、正当な理由がないにも関わらず支払期日から3か月以上遅延し、さらに支払の督促から20日以内にお支払がない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

■償還払いについて

利用者がまだ要介護・要支援・事業対象者の認定を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援または事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請をするために必要な「サービス提供証明書」を交付します。また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更後の額に合わせて、利用者の負担額を変更します。